

重要

入札参加業者 各位

富田林市長
(公印省略)

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託
入札制度等の改正について（通知）

日頃は、本市行政に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

本市の入札・契約事務につきましては、平成25年度から、水道事業の事務についても市長部局にて取り扱いをしております。

この度、市長部局と水道事業の双方における、希望業種の受付、等級別区分、及び手持ち案件等については、平成27年度の入札参加申請受付時（平成26年12月予定）にあわせて、別紙のとおり改正することとなりました。

また、平成30年度以降の入札制度等につきましては、国土交通省、大阪府、及び近隣市町村等の動向を踏まえ、段階的に改正を行っていく予定としております。

本改正の趣旨へのご理解を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

以上

	項目	現 行	平成27年度～
1	業種統合受付について (市長部局と水道事業の希望業種を統合受付)	それぞれで受付	統合して受付
2	希望業種数の変更について	市長部局:3業種 水道事業:3業種	市長部局+水道事業:5業種
3	手持ち件数上限の変更について	<p>(建設工事)</p> <p><市長部局> 市内業者:3件 市内支店業者:2件 市外業者:1件 (随意契約を除く)</p> <p><水道事業> 市内業者:3件 市内支店業者:2件 市外業者:1件 (随意契約を除く)</p> <p>(測量・建設コンサルタント等業務委託)</p> <p><市長部局> 市内支店業者:1件 (対象案件における地域区分が市内である場合)</p> <p><水道事業> 市内支店業者:1件 (対象案件における地域区分が市内である場合) (随意契約を除く)</p>	<p>(建設工事)</p> <p><市長部局+水道事業> 市内業者:5件 市内支店業者:3件 市外業者:手持ち上限なし (随意契約を除く)</p> <p>(測量・建設コンサルタント等業務委託)</p> <p><市長部局+水道事業> 市内支店業者:1件 (対象案件における地域区分が市内である場合) (随意契約を除く)</p>
4	条件付一般競争入札の公告日について	市長部局:月曜日 水道事業:火曜日	市長部局+水道事業:月曜日
5	取り退き制度について	4のとおり入札日が異なる事から、取り退き対象ではない。	4のとおり入札日が同一となる事から、取り退きの対象とする。

	項目	現 行	平成27年度～
6	上水道関係工事(水道施設工事業を除く水道工事)の希望業種について	上水道関係工事(水道施設工事業を除く)	上水道工事 (水道管敷設工事、又は敷設替え工事)
1)	必要な許可等について	1 土木工事業の建設業許可を取得 2 管工事業の建設業許可を取得 3 富田林市指定給水装置工事業業者の指定を受けている者 1～3全てを満たしていること	左に同じ
2)	等級別区分について	上水道関係工事 (土木一式工事の等級別区分を読み替えて準用)	上水道工事(新設) 《別紙2 参照》
3)	等級別区分を行う際の客観的点数について	土木工事業、管工事業の経審(P点)のうち高い点数	左に同じ
4)	配置技術者について	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2級土木施工管理技士 ・1・2級建設機械施工管理技士 ・経験(土木) ・1・2級管工事施工管理技士 ・給水装置工事主任技術者(実務経験1年) ・経験(管) 	左に同じ
7	成績評価点の反映について	<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局 ・水道事業 <p>それぞれにおいて、業種毎に取り纏め、成績評価平均点を算出</p>	<p>市長部局＋水道事業</p> <p>業種毎に取り纏め、成績評価平均点を算出</p> <p>(平成25年度・平成26年度 評価分) 「上水道関係工事」の工事成績評価平均点に基づく加減点</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(平成27年度・平成28年度において 入札参加希望業種が「上水道工事」を希望する者)</p> <p>土木工事業、管工事業の経審(P点)の うち最も高い点数のものに加減点する。</p>

別紙2 富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱
 (平成27年4月1日改正) より抜粋

別表 (第5条関係)

種類	等級	総合評点	発注基準額
土木一式工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	3億円以上 5億円未満
	C	730点以上 1,100点未満	2,000万円以上 5億円未満
	D	650点以上 730点未満	500万円以上 1億円未満
	E 1	570点以上 650点未満	130万円以上 2,000万円未満
	E 2	570点未満	500万円未満
建築一式工事	A	1,400点以上	10億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	5億円以上 10億円未満
	C	700点以上 1,100点未満	2,000万円以上 10億円未満
	D	650点以上 700点未満	500万円以上 1億円未満
	E 1	600点以上 650点未満	130万円以上 2,000万円未満
	E 2	600点未満	500万円未満
舗装工事	A	1,400点以上	2億円以上
	B	1,000点以上 1,400点未満	5,000万円以上 2億円未満
	C	620点以上 1,000点未満	400万円以上 1億円未満
	D	560点以上 620点未満	200万円以上 2,000万円未満
	E	560点未満	400万円未満
造園工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	700点以上 1,100点未満	5,000万円以上 1億円未満
	D	620点以上 700点未満	3,000万円以上 5,000万円未満
	E 1	540点以上 620点未満	1,000万円以上 3,000万円未満
	E 2	540点未満	1,000万円未満
電気工事	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	720点以上 1,100点未満	5,000万円以上 1億円未満
	D	640点以上 720点未満	3,000万円以上 5,000万円未満
	E 1	560点以上 640点未満	1,000万円以上 3,000万円未満
	E 2	560点未満	1,000万円未満
消防施	A	1,400点以上	5億円以上
	B	1,100点以上 1,400点未満	1億円以上 5億円未満
	C	800点以上 1,100点未満	5,000万円以上 1億円未満

設 工 事	D	720 点以上	800 点未滿	3,000 万円以上	5,000 万円未滿
	E 1	640 点以上	720 点未滿	1,000 万円以上	3,000 万円未滿
	E 2	640 点未滿		1,000 万円未滿	
管 工 事	A	1,400 点以上		5 億円以上	
	B	1,100 点以上	1,400 点未滿	1 億円以上	5 億円未滿
	C	730 点以上	1,100 点未滿	5,000 万円以上	1 億円未滿
	D	650 点以上	730 点未滿	1,500 万円以上	5,000 万円未滿
	E 1	570 点以上	650 点未滿	400 万円以上	1,500 万円未滿
	E 2	570 点未滿		400 万円未滿	
防 水 工 事	A	1,400 点以上		5 億円以上	
	B	1,100 点以上	1,400 点未滿	1 億円以上	5 億円未滿
	C	800 点以上	1,100 点未滿	5,000 万円以上	1 億円未滿
	D	720 点以上	800 点未滿	3,000 万円以上	5,000 万円未滿
	E 1	640 点以上	720 点未滿	1,000 万円以上	3,000 万円未滿
	E 2	640 点未滿		1,000 万円未滿	
塗 装 工 事	A	1,400 点以上		5 億円以上	
	B	1,100 点以上	1,400 点未滿	1 億円以上	5 億円未滿
	C	800 点以上	1,100 点未滿	5,000 万円以上	1 億円未滿
	D	720 点以上	800 点未滿	3,000 万円以上	5,000 万円未滿
	E 1	640 点以上	720 点未滿	1,000 万円以上	3,000 万円未滿
	E 2	640 点未滿		1,000 万円未滿	
と び ・ 土 工 工 事	A	1,400 点以上		5 億円以上	
	B	1,100 点以上	1,400 点未滿	1 億円以上	5 億円未滿
	C	720 点以上	1,100 点未滿	5,000 万円以上	1 億円未滿
	D	640 点以上	720 点未滿	3,000 万円以上	5,000 万円未滿
	E 1	570 点以上	640 点未滿	130 万円以上	3,000 万円未滿
	E 2	570 点未滿		500 万円未滿	
上 水 道 工 事	A	1,400 点以上		5 億円以上	
	B	1,100 点以上	1,400 点未滿	3 億円以上	5 億円未滿
	C	730 点以上	1,100 点未滿	2,000 万円以上	5 億円未滿
	D	650 点以上	730 点未滿	500 万円以上	1 億円未滿
	E 1	570 点以上	650 点未滿	130 万円以上	2,000 万円未滿
	E 2	570 点未滿		500 万円未滿	
管	A	1,400 点以上		5 億円以上	

更生工事	B	1,100 点以上 1,400 点未満	1 億円以上	5 億円未満
	C	730 点以上 1,100 点未満	3,000 万円以上	1 億円未満
	D	650 点以上 730 点未満	2,000 万円以上	3,000 万円未満
	E	650 点未満	2,000 万円未満	

備考

- 1 発注基準額は、設計金額（消費税を含む。）とする。
- 2 市内業者にあつては、造園工事、電気工事、消防施設工事、管工事、防水工事、塗装工事、とび・土工工事及び管更生工事の各等級における発注基準額の下限は、無いものとする。